

特定都市河川浸水被害対策法に基づく 雨水浸透阻害行為の許可等に関する説明会

日時 令和 7 年 5 月 1 5 日 (木)

【午前の部】 10:00 ～ 11:30

【午後の部】 14:00 ～ 15:30

場所 会場とオンラインの併用開催

【会場】 県庁防災新館 4 階 4 0 9 会議室

【オンライン】 Microsoft Teams



山梨県 県土整備部 治水課

1

説明内容

- | | | |
|---|---------------------------|------|
| 1 | 特定都市河川及び流域治水について | p.3 |
| 2 | 特定都市河川及び特定都市河川流域 | p.9 |
| 3 | 『雨水浸透阻害行為の許可』の内容 | p.12 |
| 4 | 『雨水浸透阻害行為の許可申請』の手続き | p.17 |
| 5 | 雨水浸透阻害行為の許可申請に関する窓口 | p.38 |
| 6 | 罰則 | p.40 |
| 7 | 特定都市河川指定前から着手している開発行為の取扱い | p.42 |
| 8 | 用語の定義 | p.44 |

2

1 特定都市河川及び流域治水について

- 特定都市河川浸水被害対策法の制定及び一部改正の背景 p.4
- 流域治水の概要 p.5
- 山梨県における流域治水の取組 p.6
- 特定都市河川浸水被害対策法の概要 p.7
- （参考）流域治水に関する国及び山梨県の情報 p.8

3

特定都市河川浸水被害対策法の制定及び一部改正の背景

特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に至るまでの経緯

- 平成11年福岡水害や平成12年東海水害など、都市部で浸水被害が頻発
→ 都市部での浸水被害対策の推進を目的に「特定都市河川浸水被害対策法」を制定
- 気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に対応した治水対策が必要
→ 「流域治水」の推進を図るために「特定都市河川浸水被害対策法」を一部改正



平成11年福岡水害



平成12年東海水害



平成30年7月豪雨(小田川氾濫)



令和元年東日本台風(千曲川氾濫)

流域治水の推進

4



流域治水とは

- 気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水対策をより一層加速するとともに、流域に関わるあらゆる関係者（行政・企業・住民）が協働して水災害対策を行う考え方
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、地域の特性に応じた対策をハード・ソフト一体で多層的に推進

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

集水域

雨水貯留機能の拡大
[国・市、企業、住民]
雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用

河川区域

流水の貯留
[国・県・市・利水者]
治水ダムの建設・再生
利水ダム等において貯留水を事前に保留し洪水調節に活用
[国・県・市]
土地利用と一体となった遊水機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上
[国・県・市]
河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす
[国・県]
「粘り強い堤防」を目指した堤防強化

② 被害対象を減少させるための対策

浸水範囲を減らす
[国・県・市]
二線堤の整備、自然堤防の保全

リスクの低いエリアへ誘導
住まい方の工夫
[県・市、企業、住民]
土地利用規制、誘導、利用促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討

氾濫域

流域治水

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地リスク情報の充実
[国・県]
水害リスク情報の空白地帯解消、多段階水害リスク情報を発信

避難体制を強化する
[国・県・市]
長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
[企業・住民]
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

住まい方の工夫
[企業・住民]
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進

被災自治体の支援体制充実
[国・企業]
官民連携によるTEC-FORCE体制強化

氾濫水を早く排除する
[国・県・市等]
排水門などの整備、排水強化

山梨県における流域治水の取組

山梨県での取組

- 山梨県では、横川流域における「流域治水」に関する取組を推進するために、「横川流域治水対策アクションプラン」を策定し、地域の特性に応じた対策を実施しています。
- 対象降雨(昭和57年8月降雨)に対して、引き続き河川改修を実施するとともに、河川区域外においても雨水の流出抑制対策や避難体制の強化等により、流域としての安全度を向上させ、浸水被害の軽減等を目指しています。

横川他4河川を特定都市河川に指定し、より一層の治水対策を推進

流域治水対策アクションプラン
【横川流域】

令和4年12月

横川流域治水検討会

国土交通省 関東地方整備局 山梨県 南アルプス市

横川流域治水対策アクションプラン (令和4年12月策定)

特定都市河川浸水被害対策法の概要

法令制度の詳細

流域水害対策計画

浸水被害対策を総合的に推進するため、河川管理者等が共同して流域水害対策計画を策定

流域水害対策計画に記載する事項

雨水浸透貯留施設の整備(管理者・事業者)

施設整備に必要な費用を補助(特定都市河川流域内では既存の枠組みより補助率*高)

雨水浸透貯留施設整備の補助制度の例

雨水浸透阻害行為の許可等

一定規模以上の雨水浸透阻害行為に対して、対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)を義務付け

雨水浸透阻害行為の例

保全調節池の指定

①貯留機能を阻害するおそれのある行為に対する届出を義務付け、②協定の締結により、地方公共団体と所有者が共同管理

保全調節池の管理

貯留機能保全区域の指定

①機能を阻害するおそれのある行為に対する届出を義務付け、②減免制度の適用

貯留機能保全区域と届け出が必要な行為

浸水被害防止区域の指定

浸水時に生命や身体に著しい危害が生じるおそれがある区域における居住等を制限

浸水被害防止区域と主な対策

横川他4河川を特定都市河川に指定することで、「流域治水(流域水害対策)」を推進

(参考) 流域治水に関する国及び山梨県の情報

国(国土交通省)

特定都市河川ポータルサイト

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/portal.html>

- 特定都市河川浸水被害対策法の概要や特定都市河川の取組状況等が確認可能
- 国土交通省のウェブサイトでは、特定都市河川の指定制度の詳細について確認可能*



特定都市河川ポータルサイト



特定都市河川パンフレット(R6.6)

*特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践
<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/index.html>

山梨県

トップ > 組織案内 > 治水課 > 新しい治水対策「流域治水」

<https://www.pref.yamanashi.jp/chisui/chisui/ryuukichisui.html>

- 山梨県での「流域治水」の取り組みを説明
- 各流域の流域治水対策アクションプランを公表中



2 特定都市河川及び特定都市河川流域

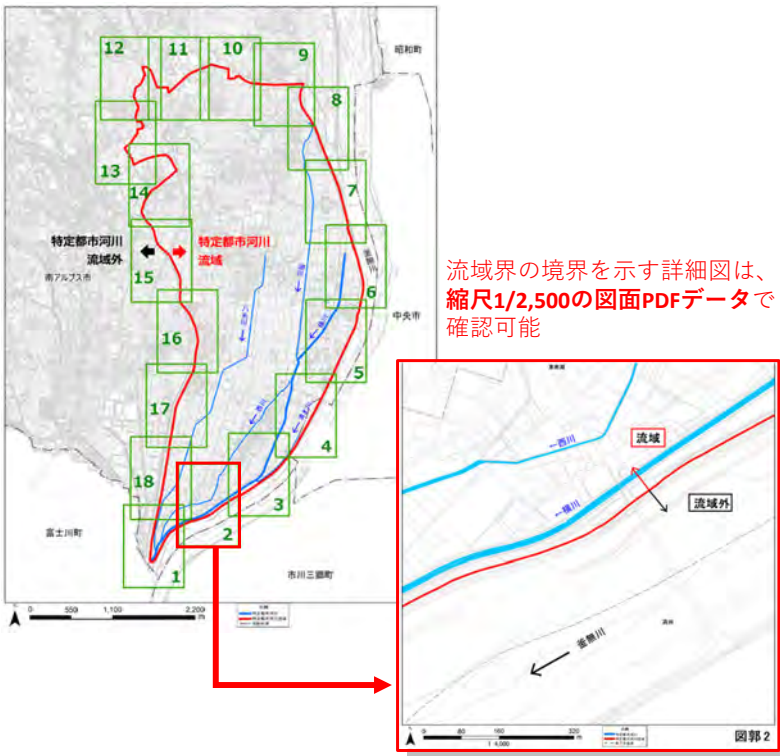
- 横川他 4 河川の特定都市河川及び流域 p.10
- 特定都市河川流域の指定及び雨水浸透阻害行為の許可申請について p.11

横川他 4 河川の特定都市河川及び流域



特定都市河川流域(横川他 4 河川)

横川他 4 河川の特定都市河川流域の境界を示す詳細図を将来的に山梨県HPで公表予定



流域界の境界を示す詳細図は、縮尺1/2,500の図面PDFデータで確認可能

流域界詳細図のイメージ

特定都市河川流域の指定及び雨水浸透阻害行為の許可申請について

特定都市河川流域指定の概要

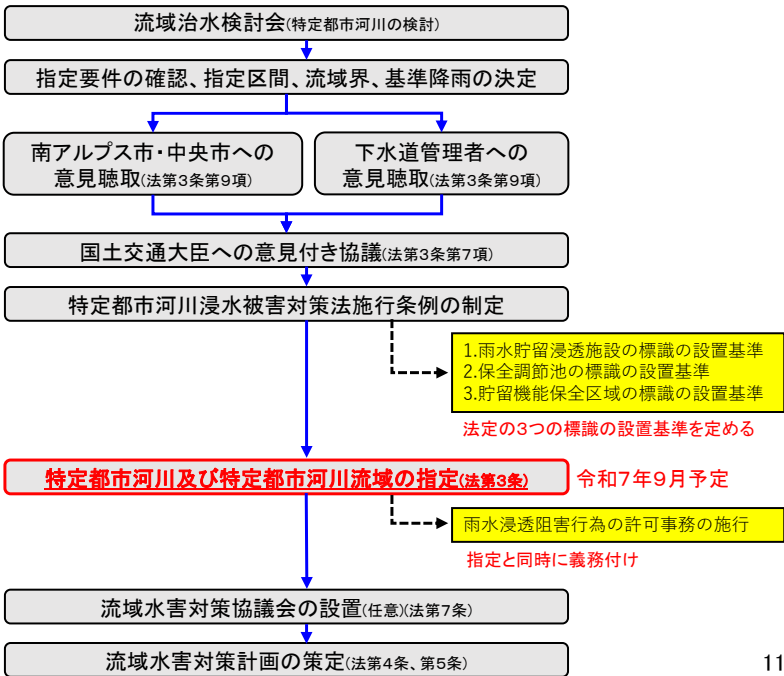
特定都市河川流域は、横川他4河川に係わる南アルプス市・中央市に特定都市河川指定に関する意見聴取を行い、国土交通大臣の同意を得て指定されます。

■ 特定都市河川流域指定までの流れ

- 降雨が横川流域に流入する範囲を特定都市河川流域(案)としてとりまとめ
- 関係市町村長の意見を聴いた上で、国土交通大臣の同意を得て、特定都市河川流域が決定
- 特定都市河川指定の公示により、特定都市河川浸水被害対策法に基づく制度が開始
(令和7年9月予定)

雨水浸透阻害行為を伴う
開発等には許可申請が必要となる

■ 山梨県の対応



11

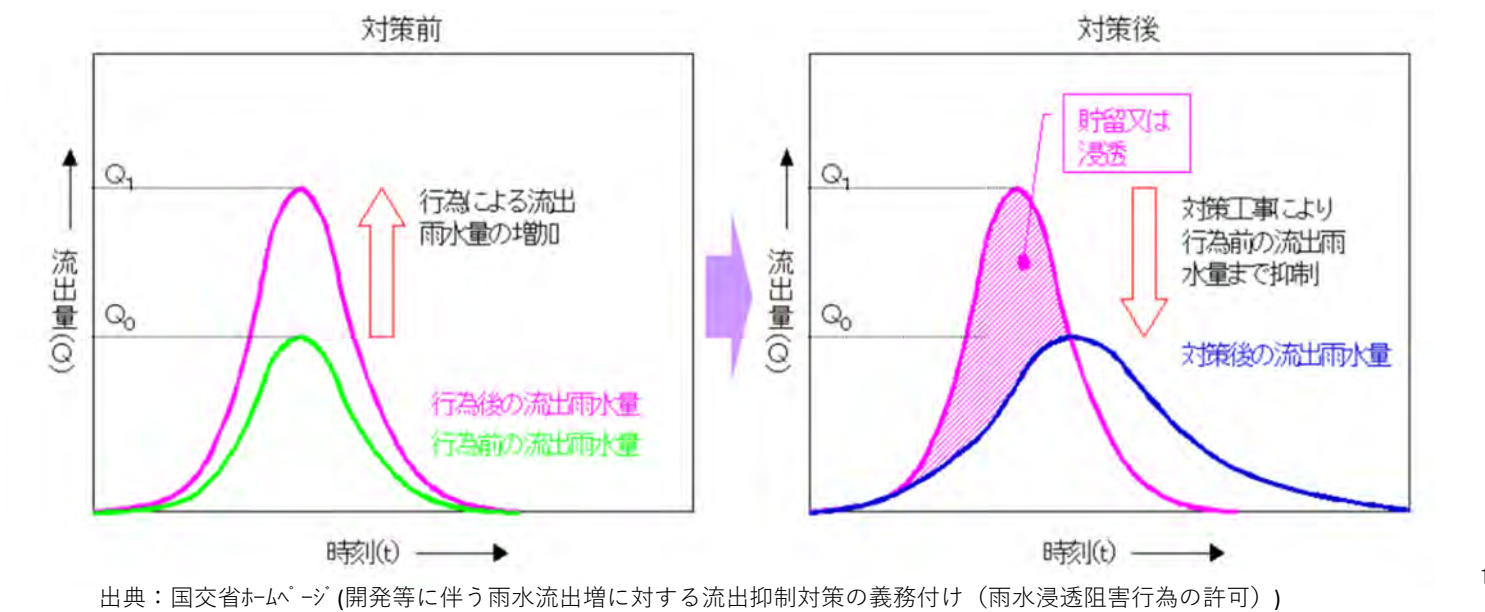
3 『雨水浸透阻害行為の許可』の内容

- 雨水浸透阻害行為の許可申請の義務化 p.13
- 許可対象となる雨水浸透阻害行為 p.14
- 許可が不要な行為 p.15
- 宅建法における雨水浸透阻害行為の許可の説明義務 p.16

雨水浸透阻害行為の許可申請の義務化

特定都市河川流域では、宅地等以外の土地で行う1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）に対し、南アルプス市または中央市市長から許可を受け、流出雨水量を増大させないようにするための**対策工事**（雨水貯留浸透施設の設置）が**義務**付けられます。

流出雨水量を現在よりも増加させる行為への対策を義務付けるとともに、流出雨水量を現在よりも減少させるための雨水貯留浸透施設の整備等を促進させることで、流域の貯留浸透機能を効果的に向上させ、浸水被害の防止・軽減を図るものです。



出典：国交省ホームページ（開発等に伴う雨水流出増に対する流出抑制対策の義務付け（雨水浸透阻害行為の許可））

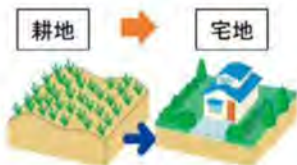
13

許可対象となる雨水浸透阻害行為

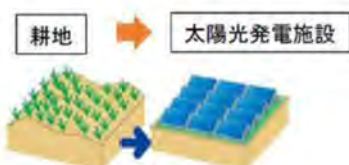
許可の対象となる雨水浸透阻害行為として、以下の4つの行為を規定している。

- ① 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更
- ② 土地の舗装
- ③ 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置
- ④ 建設機械等により土地を締め固める行為

例①) 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



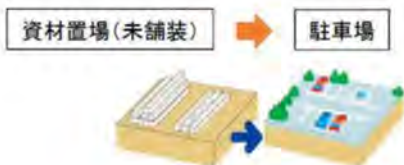
例①) 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置



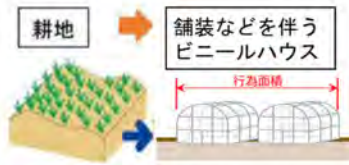
例③) 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置



例②) 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）



例②) 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）



例④) ローラー等の建設機械により土地を締め固める行為



※ハウス内で舗装や建設機械で締め固めを行う面積が1,000㎡以上の場合

14

許可が不要な行為

雨水浸透阻害行為の許可申請が要する場合と要さない場合のケーススタディを下表に示します。

表 雨水浸透阻害行為の許可要否に係るケーススタディ

ケース	該当	理由
水田を整地して、未舗装駐車場として造成する	○	土地を締め固める行為に該当する
未舗装駐車場を舗装する	○	締め固められた土地での舗装に該当する
公共事業として農林地等において舗装を行う	○	事業の目的や主体によらない（行為の内容に着目）
農地の底面をコンクリートで覆った農作物栽培高度化施設にする	○	土地の舗装に該当する
山地や耕地に太陽光発電施設を設置する	○	土地の宅地化に該当する
営農型の太陽光発電施設を設置する	○	支柱と基礎に該当する部分は、土地の宅地化に該当する
開発面積は1,500m ² だが、雨水浸透阻害行為の面積は1,000m ² 未満の場合	×	雨水浸透阻害行為の面積が1,000m ² 未満は申請対象外
田へ盛土し、田面の嵩上げや畑とする	×	田、畑ともに「耕地」であり、土地利用の変更がない
ため池を埋め立てて、宅地として造成する	×	ため池は「宅地等」に含まれる
未舗装道路を舗装する	×	道路は舗装、未舗装に関わらず「宅地等」に含まれる
森林に排水施設を伴わないゴルフコースを設置する	×	排水施設を伴うゴルフ場の場合は該当する
農業用ビニールハウスを設置する（内部は未舗装）	×	通常管理行為、軽易な行為その他の行為に該当する

○：雨水浸透阻害行為であり、許可を要する
×：雨水浸透阻害行為でなく、許可を要しない 15

宅建法における雨水浸透阻害行為の許可の説明義務

○宅地建物取引業法において宅地建物取引業者は、重要事項説明として、契約を締結するかどうかの判断に多大な影響を及ぼす重要な事項について、購入者等に対して事前に説明することを義務付けられています。

○特定都市河川浸水被害対策法関係で重要事項説明の対象項目となっているものは以下のとおりです。

重要事項説明の対象項目

- 雨水貯留浸透施設の管理協定の承継効（法第 24 条関係）
- 特定都市河川流域内における雨水浸透阻害行為の許可（法第 30 条及び第 37 条第 1 項関係）
- 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可（法第 39 条第 1 項関係）
- 保全調整池の埋立て等の届出（法第 46 条第 1 項関係）
- 保全調整池の管理協定の承継効（法第 52 条関係）
- 貯留機能保全区域内の土地における盛土、堀の設置等の届出（法第 55 条第 1 項関係）
- 浸水被害防止区域における特定開発行為及び特定建築行為の制限（法第 57 条第 1 項、第62 条第 1 項、第 66 条及び第 71 条第 1 項関係）

※ここでの法は、特定都市河川浸水被害対策法です。 _____ の項目が、法改正により追加されています。

4 『雨水浸透阻害行為の許可申請』の手続き

- 特定都市河川指定後の許可申請事務の流れ p.20
- 事前相談から工事完了までの流れ p.21
- 許可申請書類及び図面 p.22
- 事前相談 p.23
 - － 事前相談前の確認と事前相談の流れ
 - － （１）行為前（現況）の土地利用の判別
 - － （２）行為後（計画）の土地利用の判別
 - － （３）土地利用ごとの面積の集計
 - － （４）雨水浸透阻害行為の面積の算定

17

4 『雨水浸透阻害行為の許可申請』の手続き

- 技術的基準 p.28
 - － 雨水浸透阻害行為の許可の技術的基準
 - － （１）基準降雨
 - － （２）流出係数の適用
 - － （３）対策工事の規模
- 技術的基準への適合の確認
 - － 調整池容量計算システムについて p.32
- 対策工事の実施 p.33

18

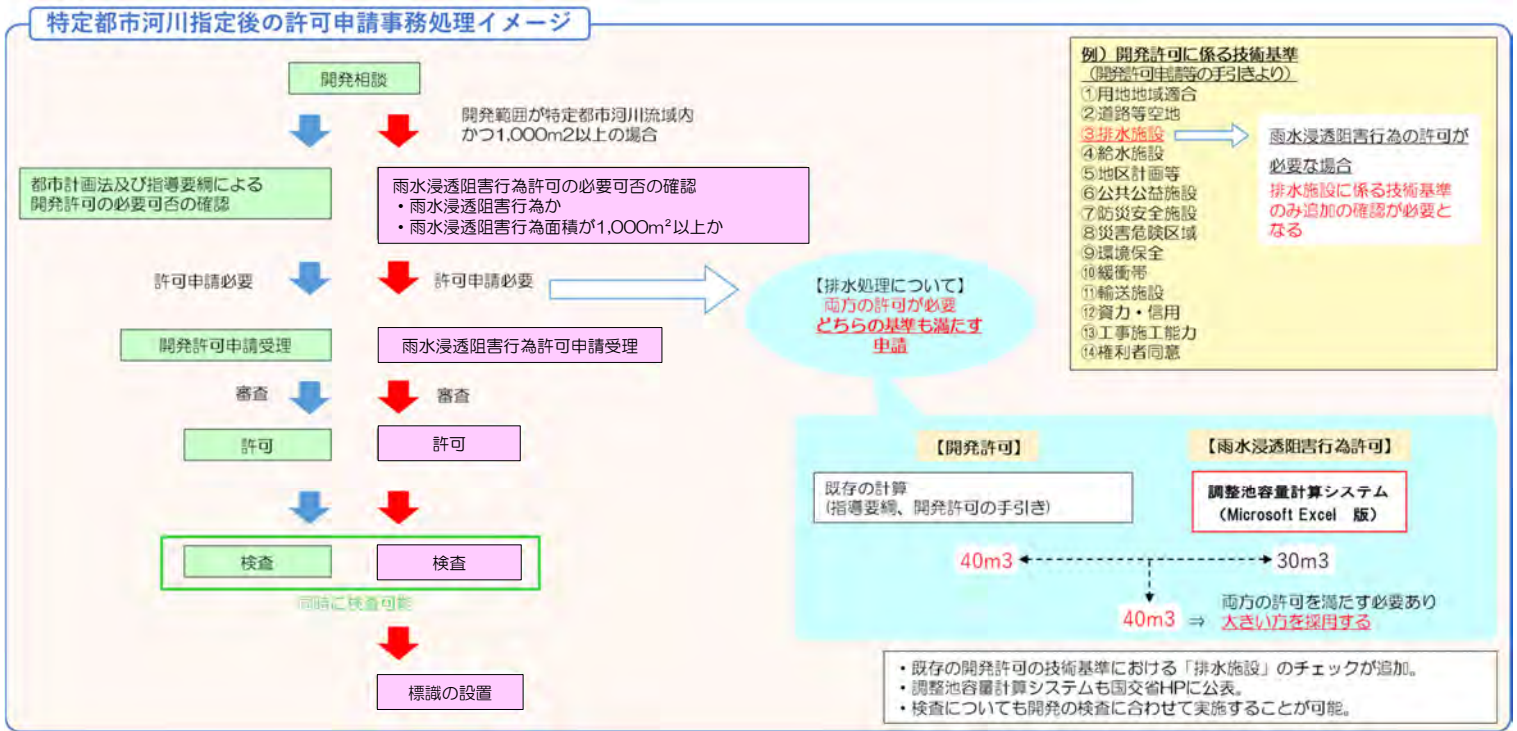
4 『雨水浸透阻害行為の許可申請』 の手続き

- 工事完了検査 p.34
- 雨水貯留浸透施設の標識設置 p.35
- 雨水貯留浸透施設の維持管理 p.36
- 雨水浸透阻害行為の許可申請のマニュアル p.37

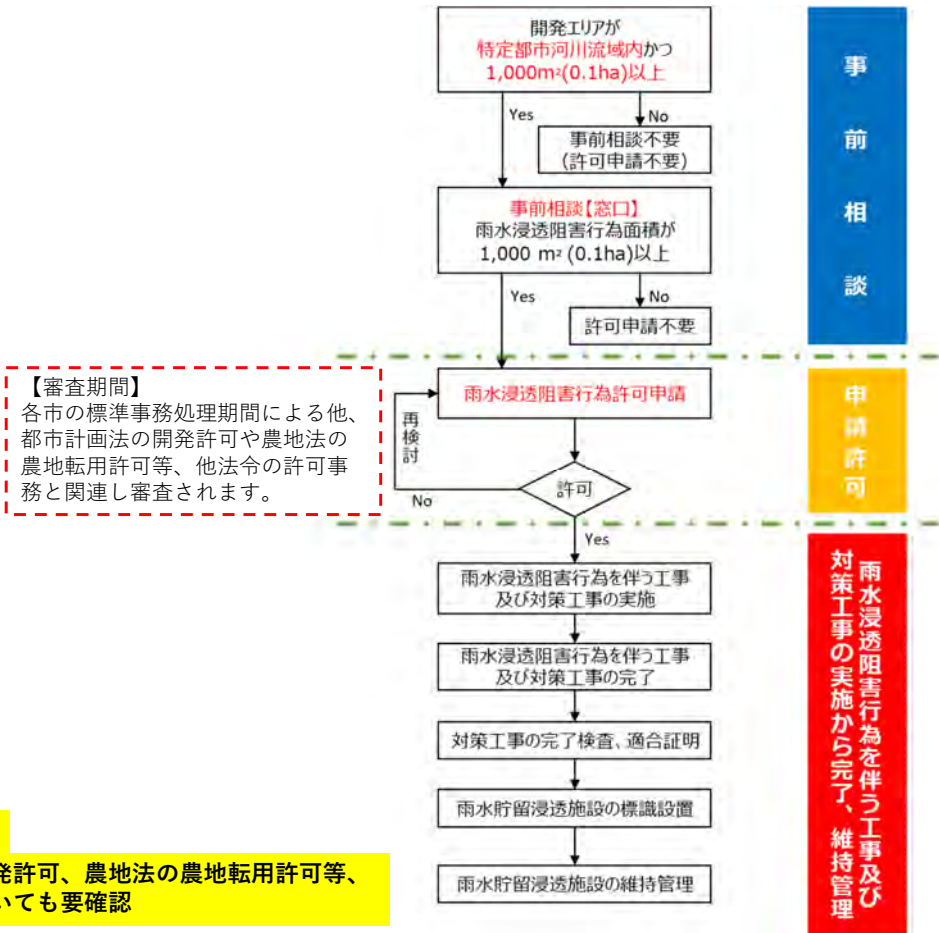
特定都市河川指定後の許可申請事務の流れ

都市計画法に基づく開発申請との対応

- 既存の都市計画法に基づく開発許可申請と雨水浸透阻害行為許可申請の流れに大きな違いはない。
- 雨水貯留施設の容量計算のみ別途計算が必要となり、容量が大きい方を採用とする。



事前相談から工事完了までの流れ



確認point！
都計法の開発許可、農地法の農地転用許可等、
他法令についても要確認

許可申請書類及び図面

申請書は、右記に示した省令及び細則等により定めた様式を利用して下さい。

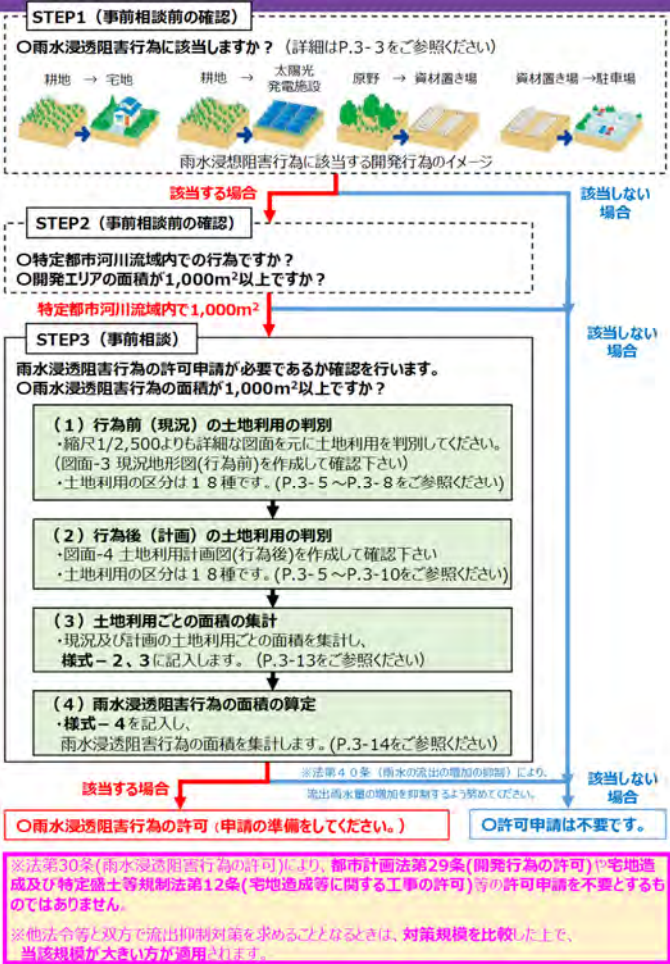
- 省令様式
 - ・ 別記様式二～七
- 細則様式
 - ・ 第1号～第11号様式
- 対策工事の計画が技術的基準に適合することを証する書類
 - ・ 様式-2～8
- その他様式等
 - ・ 様式1
 - ・ 図面1～7
 - ・ 資料1～5

様式名	名称	事前 相談	許可 申請	工事 着手	工事 変更	工事 廃止	工事 完了	必要 時
様式-1	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	○						
別記様式第二	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書		○					
第1号様式	雨水浸透阻害行為に関する計画説明書		○					
様式-2	現況土地利用図の面積集計表（行為前）	○	○					
様式-3	土地利用計画図の面積集計表（行為後）	○	○					
様式-4	行為前後の土地利用集計表	○	○					
様式-5	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数		○					
様式-6	雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値		○					
様式-7	技術的基準に適合することを証する書類		○					
様式-8	貯留浸透施設の管理に関する実施計画書		○					
第2号様式	雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書				○			
第3号様式	雨水浸透阻害行為変更届出書				○			
第4号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書			○				
別記様式第三	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書						○	
別記様式第四	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書					○		
別記様式第五	損失の補償の裁決申請書							○
別記様式第六	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請書							○
別記様式第七	保全調整池機能阻害行為届出書							○
第5号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証						○	
第6号様式	雨水貯留浸透施設の標識の様式		○					
第7号様式	雨水浸透阻害行為に関するものの公示							○
第8号様式	保全調整池の標識の様式							○
第9号様式	貯留機能保全区域の標識の様式							○
第10号様式	身分証明書の様式（法第42条第1項及び第74条第1項の立入検査）							○
第11号様式	身分証明書の様式（法第77条第1項の立入検査）							○
図面-1	行為区域位置図【縮尺1/50,000以上】	○	○					
図面-2	行為区域区域図【縮尺1/2,500以上】	○	○					
図面-3	現況地形図（行為前）【縮尺1/2,500以上】	○	○					
図面-4	土地利用計画図（行為後）【縮尺1/2,500以上】	○	○					
図面-5	排水施設計画平面図【縮尺1/2,500以上】		○					
図面-6	対策工事の位置図【縮尺1/2,500以上】		○					
図面-7	対策工事の計画図 雨水貯留浸透施設の形状（平面図、縦断面図、横断面図） 雨水貯留浸透施設の構造の詳細（流入口、放流口の構造を含む）		○					
資料-1	土地の登記事項を示す書類	○	○					
資料-2	公図の写し	○	○					
資料-3	現況写真（写真撮影位置図を添付）	○	○					
資料-4	工事工程表		○					
資料-5	重要事項説明書の写し（宅地分譲の場合のみ）						○	

事前相談 | 事前相談前の確認と事前相談の流れ

事前相談とは、**雨水浸透阻害行為の許可申請が必要な開発行為であるかを確認**のために
行うものです。

まずは、事前相談前の確認を行い、雨水浸透阻害行為に該当する場合は、事前相談に向けて、様式及び図面を用意して頂き、事前相談を実施します。



事前相談 | (1) 行為前(現況)の土地利用の判別

- ・縮尺1/2,500以上の図面に**行為前(現況)の土地利用**を示します。
- ・土地利用形態の判断に当たっては、特定都市河川流域の指定時点及び申請時点における土地利用について、**登記書類、現地写真、航空写真等**により判断します。
- ・土地利用形態は、右表に示す**18項目で分類**です。

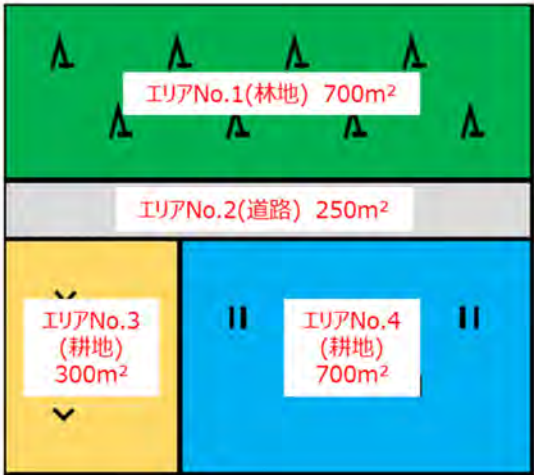


表 土地利用分類表

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数
宅地等に該当する土地	宅地	0.90
	池沼	1.00
	水路	1.00
	ため池	1.00
	道路(法面を有しないもの)	0.90
	道路(法面を有するもの)	加重平均
	鉄道線路(法面を有しないもの)	0.90
	鉄道線路(法面を有するもの)	加重平均
	飛行場(法面を有しないもの)	0.90
	飛行場(法面を有するもの)	加重平均
宅地等以外の土地	関第2連号 不浸透性材料により舗装された土地(法面を除く)	0.95
	不浸透性材料により覆われた法面	1.00
	第3号関連 ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.50
	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.80
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50
	土第3記 山地	0.30
	以号第1 人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40
	外に掲号 林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20

事前相談 | (2) 行為後 (計画) の土地利用の判別

- ・縮尺1/2,500以上の図面に行為後(計画)の土地利用を示します。
- ・土地利用形態は、右表に示す18項目で分類です。

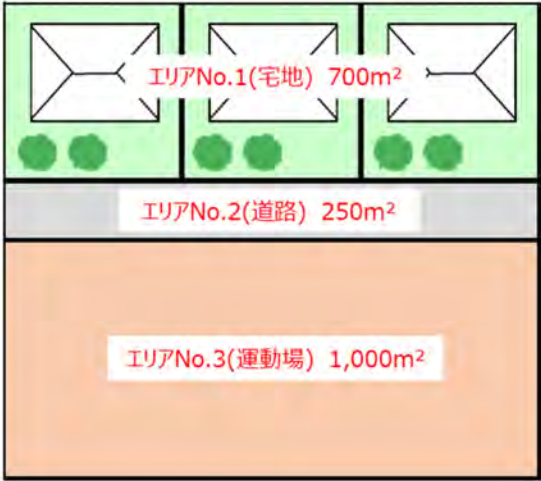


表 土地利用分類表

区分	土地利用の形態の細区分
宅地等に該当する土地	宅地
	池沼
	水路
	ため池
	道路(法面を有しないもの)
	道路(法面を有するもの)
	鉄道線路(法面を有しないもの)
	鉄道線路(法面を有するもの)
宅地等以外の土地	飛行場(法面を有しないもの)
	飛行場(法面を有するもの)
	第2連号
	不浸透性材料により舗装された土地(法面を除く)
	不浸透性材料により覆われた法面
	第3号関連
	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)
	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地
	土第3記以外に1の掲号土げから
	山地
	人工的に造成され植生に覆われた法面
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地

25

事前相談 | (3) 土地利用ごとの面積の集計

申請書類の様式2及び様式3に行為前後の各土地利用の面積を記入します。

現況土地利用図の面積集計表 (行為前)

エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出 雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地		左記以外の土地			
	宅地	池沼	水路	ため池	道路（法面を有しないものに 限る。）	道路（法面を有するものに 限る。）	鉄道線 路（法面を有しないものに 限る。）	鉄道線 路（法面を有するものに 限る。）	飛行場（法面を有しないものに 限る。）	飛行場（法面を有するものに 限る。）	コン クリ ート 等の不 透水性 材料に より覆 われた 土地（法 面を除 く）	コン クリ ート 等の不 透水性 材料に より覆 われた 法面	ゴルフ 場（雨水を排 除するた めの排水 施設を伴 うもの）	運動場 その他こ れに類す る施設（雨 水を排除 するための 排水施設 を伴うもの に限る）	ロー ラーそ の他これ に類する 建設機械 を用いて 締められ た土地	山地	林地、 耕地、 原野その他 ロー ラーそ の他これ に類する 建設機械 を用いて ない土地	
1																		0.0700
2					0.0250													0.0300
3																		0.0700
4																		
小計1	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0250	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.1700
小計2					0.0250							0.0000		0.0000				0.1700
合 計												0.1950						

土地利用計画図の面積集計表 (行為後)

エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出 雨水量を増加させるお それのある行為に係る 土地		左記以外の土地			
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 （法面を有しないもの に限る。）	道路 （法面を有するもの に限る。）	鉄道線 路（法面を有しないもの に限る。）	鉄道線 路（法面を有するもの に限る。）	飛行場 （法面を有しないもの に限る。）	飛行場 （法面を有するもの に限る。）	コンク リート 等の不 透水性 材料に よって 覆われ た土地 （法面 を除く）	コンク リート 等の不 透水性 材料に よって 覆われ た法面	ゴルフ 場（雨 水を排 除する ための 排水施 設を伴 うもの）	運動場 その他 これに 類する 施設 （雨水 を排除 するた めの排 水施設 を伴う ものに 限る）	ロー ラーそ の他こ れに類 する建 設機械 を用い て締め 固めら れた土 地	山地	林地、 耕地、 原野そ の他 ロー ラーそ の他こ れに限 る建 設機械 を用い ていな い土地	
1	0.0700																	
2					0.0250													
3														0.1000				
小計1	0.0700	0.0000	0.0000	0.0000	0.0250	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.1000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
小計2					0.0950							0.0000		0.1000			0.0000	
合 計																		

0.1950

(単位: ha)

行為前と行為後で合計の面積が
同じ値が確認

26

事前相談 | (4) 雨水浸透阻害行為の面積の算定

申請書類の様式4の雨水浸透阻害行為の面積が1,000m²(0.1ha)以上になるか確認する。
なお、様式4は、様式2及び様式3から自動作成されます。
雨水浸透阻害行為の面積が1,000m²(0.1ha)以上となる場合は、許可申請の対象となります。

行為前後の土地利用集計表					様式-4	
土地利用区分		①欄 様式-2 現況土地利用 面積 (ha) ①	②欄 様式-3 計画土地利用 面積 (ha) ②	③欄 面積差 (ha)	④欄 雨水浸透阻害行為の当該面積	参考
土 地 利 用 区 分		様式-2 小計1の欄	様式-3 小計1の欄	②-①	③欄が(+)の場合、原則該当 該当の場合面積 (ha) を記入	流出係数
宅 地 等	宅 地	0.0000	0.0700	0.0700	0.0700	0.9
	池 沼	0.0000	0.0000	0.0000		1
	水 路	0.0000	0.0000	0.0000		1
	た め 池	0.0000	0.0000	0.0000		1
	道路 (法面を有しないものに限る。)	0.0250	0.0250	0.0000		0.9
	道路 (法面を有するものに限る。)	0.0000	0.0000	0.0000		加重平均
	鉄道線路 (法面を有しないものに限る。)	0.0000	0.0000	0.0000		0.9
	鉄道線路 (法面を有するものに限る。)	0.0000	0.0000	0.0000		加重平均
	飛行場 (法面を有しないものに限る。)	0.0000	0.0000	0.0000		0.9
	飛行場 (法面を有するものに限る。)	0.0000	0.0000	0.0000		加重平均
小 計		0.0250	0.0950	0.0700	0.0700	
舗装された土 地	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地 (法面を除く)	0.0000	0.0000	0.0000		0.95
	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	0.0000	0.0000	0.0000		1
	小 計	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	
その他土地か らの流出雨水 量を増加させ るおそれのあ る行為に係る 土地	ゴルフ場 (雨水を排除するための排水施設を伴うもの)	0.0000	0.0000	0.0000		0.5
	運動場その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	0.0000	0.1000	0.1000	0.1000	0.8
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.0000	0.0000	0.0000		0.5
	小 計	0.0000	0.1000	0.1000	0.1000	
	山 地	0.0000	0.0000	0.0000		0.3
上記に掲げる 土地以外の土 地	人工的に造成された植生に覆われた法面	0.0000	0.0000	0.0000		0.4
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地	0.1700	0.0000	-0.1700		0.2
	小 計	0.1700	0.0000	-0.1700		
合 計		0.1950	0.1950	0.0000	0.1700	

④欄の合計 0.1700
0.1ha (1,000m²) 以上の場合、申請の対象

(-) の欄は記載不要 (単位: ha)

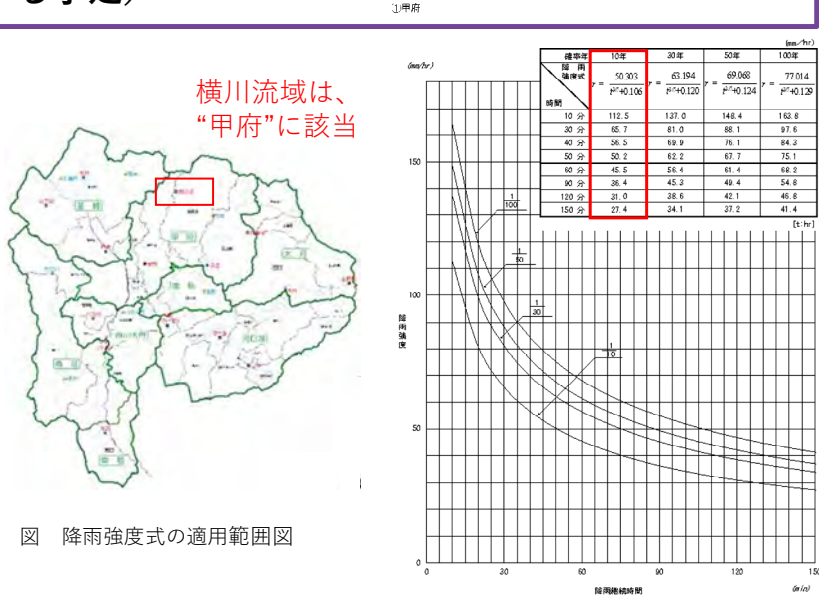
技術的基準 | 雨水浸透阻害行為の許可の技術的基準

雨水貯留浸透施設の規模は、特定都市河川浸水被害対策法、同施行令及び同施行規則に基づき、技術的基準（以下(1)と(2)を基に、(3)により定められる）により定められます。

- 技術的基準策定の参考となる基準等
- (1) 基準降雨
- 雨水貯留浸透施設の規模を算定する基準となる降雨確率年10年（年超過確率1/10）
- (2) 流出係数
- 流出雨水量の降雨量に対する割合（雨水の流出しやすさ）流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）
- (3) 対策工事の規模
- 雨水浸透阻害行為が行われた後の流出雨水量の最大値が、行われる前の最大値を上回らない

技術的基準 | (1) 基準降雨

雨水貯留浸透施設の規模を算定する際に用いる基準降雨は、**確率年を10年、降雨波形を中央集中型、洪水到達時間を10分、降雨継続時間を24時間**とし、山梨県で設定された降雨強度式から設定します。なお横川流域は、右表に示す基準降雨を使用して下さい。（右表は、今後公示する予定）



特定都市河川流域における基準降雨

【富士川水系横川流域】

降雨波形：中央集中型
生起確率：10年に1度

24時間総雨量：176.56mm
最大降雨強度（1時間）：45.48mm/h
最大降雨強度（10分間）：112.46mm/h

時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	3.03	6	0-10	4.64	12	0-10	48.95	18	0-10	4.52
	10-20	3.06		10-20	4.72		10-20	29.00		10-20	4.45
	20-30	3.08		20-30	4.81		20-30	21.97		20-30	4.38
	30-40	3.11		30-40	4.90		30-40	18.17		30-40	4.31
	40-50	3.14		40-50	4.99		40-50	15.72		40-50	4.25
	50-60	3.17		50-60	5.09		50-60	13.99		50-60	4.19
1	0-10	3.20	7	0-10	5.19	13	0-10	12.68	19	0-10	4.13
	10-20	3.23		10-20	5.30		10-20	11.65		10-20	4.07
	20-30	3.26		20-30	5.42		20-30	10.82		20-30	4.01
	30-40	3.29		30-40	5.55		30-40	10.13		30-40	3.96
	40-50	3.32		40-50	5.68		40-50	9.55		40-50	3.91
	50-60	3.35		50-60	5.82		50-60	9.04		50-60	3.86
2	0-10	3.39	8	0-10	5.97	14	0-10	8.60	20	0-10	3.81
	10-20	3.42		10-20	6.13		10-20	8.22		10-20	3.77
	20-30	3.46		20-30	6.31		20-30	7.87		20-30	3.72
	30-40	3.50		30-40	6.49		30-40	7.56		30-40	3.68
	40-50	3.53		40-50	6.70		40-50	7.29		40-50	3.63
	50-60	3.57		50-60	6.92		50-60	7.03		50-60	3.59
3	0-10	3.61	9	0-10	7.16	15	0-10	6.80	21	0-10	3.55
	10-20	3.66		10-20	7.42		10-20	6.59		10-20	3.51
	20-30	3.70		20-30	7.71		20-30	6.40		20-30	3.48
	30-40	3.74		30-40	8.04		30-40	6.22		30-40	3.44
	40-50	3.79		40-50	8.40		40-50	6.05		40-50	3.40
	50-60	3.84		50-60	8.82		50-60	5.89		50-60	3.37
4	0-10	3.88	10	0-10	9.28	16	0-10	5.75	22	0-10	3.34
	10-20	3.94		10-20	9.83		10-20	5.61		10-20	3.30
	20-30	3.99		20-30	10.46		20-30	5.48		20-30	3.27
	30-40	4.04		30-40	11.22		30-40	5.36		30-40	3.24
	40-50	4.10		40-50	12.14		40-50	5.25		40-50	3.21
	50-60	4.16		50-60	13.29		50-60	5.14		50-60	3.18
5	0-10	4.22	11	0-10	14.79	17	0-10	5.04	23	0-10	3.15
	10-20	4.28		10-20	16.83		10-20	4.94		10-20	3.12
	20-30	4.35		20-30	19.83		20-30	4.85		20-30	3.10
	30-40	4.41		30-40	24.85		30-40	4.76		30-40	3.07
	40-50	4.49		40-50	35.66		40-50	4.68		40-50	3.04
	50-60	4.56		50-60	112.46		50-60	4.60		50-60	3.02

技術的基準 | (2) 流出係数の適用

流出係数は、右図に示す『流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）』を適用させます。

表 土地利用分類ごとの流出係数

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数
宅地等に該当する土地	宅地	0.90
	池沼	1.00
	水路	1.00
	ため池	1.00
	道路（法面を有しないもの）	0.90
	道路（法面を有するもの）	加重平均
	鉄道線路（法面を有しないもの）	0.90
	鉄道線路（法面を有するもの）	加重平均
	飛行場（法面を有しないもの）	0.90
	飛行場（法面を有するもの）	加重平均
宅地等以外の土地	関第2連号 不透水性材料により舗装された土地（法面を除く）	0.95
	不透水性材料により覆われた法面	1.00
	第3号関連 ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.50
	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.80
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50
	土第3記以外に1の掲号土が地から	0.30
	山地	0.30
	人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20

告示●

流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示(平成16年国土交通省告示第521号)

第1 特定都市河川治水対策実施法(平成16年国土交通省令第521号)第19条第3項に規定する流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数(以下「流出係数」という。は、別表1から別表4までの上欄に掲げる土地利用の形態の区分に応じ、これらの表の下欄に掲げる値とする。

第2 前項に定める流出係数により算定した値は、前項の規定にかかわらず、当該雨水浸透施設を行う行為を行う区域における雨水の流出試験(以下「現場試験」という。)により得られた値を用いることができる。この場合において、現場試験の方法は、国土交通大臣が別に定める方法によるものとする。

別表1 特定都市河川治水対策実施法(平成15年法律第77号、以下「法」という。)第2条第9項に規定する「宅地等」に該当する土地(法第9条第1号関係)

土地利用の形態	流出係数
宅地	0.90
池沼	1.00
水路	1.00
ため池	1.00
道路(法面を有しないものに限る。)	0.90
道路(法面を有するものに限る。)	法面(コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00。人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。)
鉄道線路(法面を有しないものに限る。)	0.90
鉄道線路(法面を有するものに限る。)	法面(コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00。人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。)
飛行場(法面を有しないものに限る。)	0.90
飛行場(法面を有するものに限る。)	法面(コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00。人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。)

別表2 舗装された土地(法第9条第2号関係)

土地利用の形態	流出係数
コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く。)	0.95
コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	1.00

別表3 その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地(法第9条第3号関係)

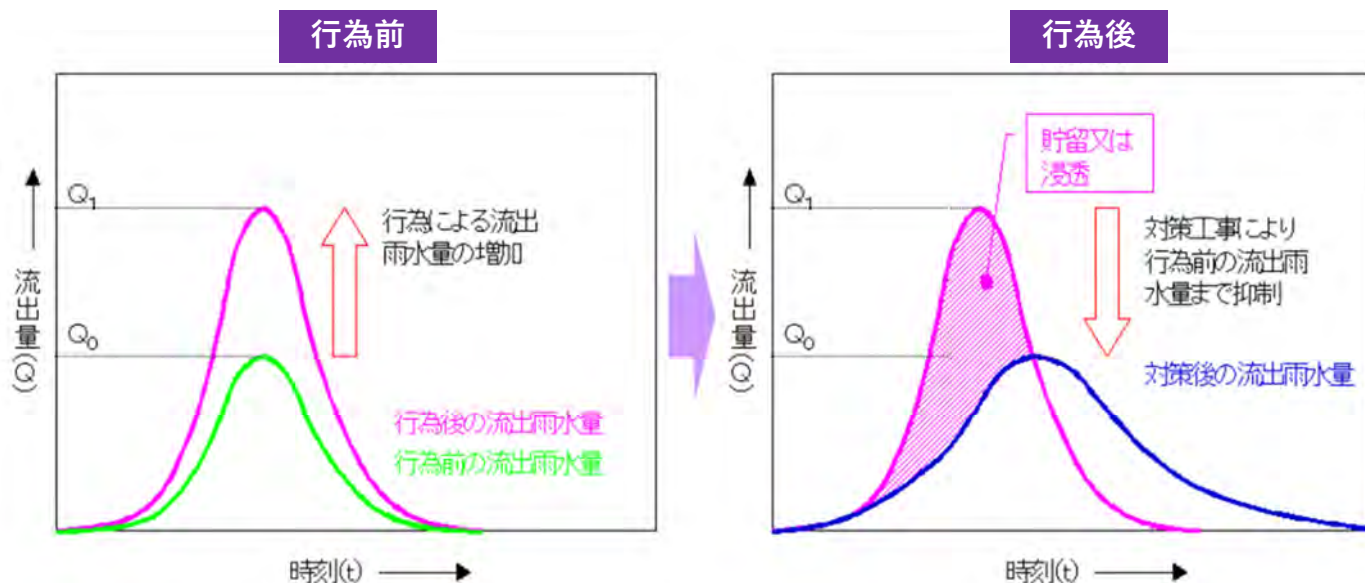
土地利用の形態	流出係数
ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	0.50
運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	0.80
ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50

別表4 別表1から別表3までに掲げる土地以外の土地

土地利用の形態	流出係数
山地	0.30
人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20

「特定都市河川治水対策実施法」の概要 30

下図に示すように雨水浸透阻害行為後の流出雨水量の最大値が、行為前の最大値を上回らないような対策工事の規模が必要となります。



出典：国交省ホームページ（開発等に伴う雨水流出増に対する流出抑制対策の義務付け（雨水浸透阻害行為の許可））

技術的基準への適合の確認 | 調整池容量計算システムについて

前段で記載した記述的基準に適合した許可申請書類を作成します。

なお、申請書類の様式7(技術的基準に適合することを証する書類)については、下記に示す調整池容量計算システムを参考に作成が可能です。



【調整池容量計算システムのダウンロード先】

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/chouseichi/index.html

水管理・国土保全

本ソフトは国土保全トップ・治水・ダム・橋・海岸・水資源・工業地・防災・環境・利用・設備・機械・技術

[ホーム](#)・[概要](#)・[沿革](#)・[本ソフト](#)・[国土・水資源・防災・環境・利用・設備・機械・技術](#)・[お問い合わせ](#)

調整池容量計算システム

調整池容量計算システム

調整池容量計算システムでは、土地等に対するために行う土地の形質の変更などの雨水浸透係数を行うによる流出と雨水量の増加を抑制するために設置する雨水貯留浸透設備の必要貯留量を概算することができます。雨水貯留浸透設備の必要貯留量の概算を行う際の参考資料としてご利用ください。

※システムの機能を改善し、Ver2.0としてリリースしました。詳細については、[こちら](#)をご覧ください。

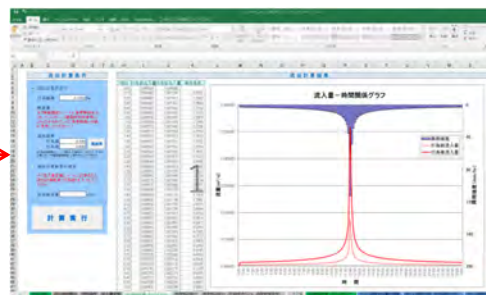
調整池容量計算システムVer2.0・3Dワンクリック

国土・水資源・防災・環境・利用・設備・機械・技術

ユーザーマニュアルVer2.0 (PDF: 9.87MB)

注意事項

- 技術的サポートなど各種サポートについては、行うことが出来ませんので予めご了承ください。
- システムを使用される前に必ずユーザーズマニュアルをお参照下さい。



確認point！

「横川流域の基準降雨を反映したシステム」は、6月頃、山梨県治水課及び両市HPに掲載予定

対策工事の実施

対策工としては、左図に示すような貯留施設や浸透施設が想定されます。
雨水浸透阻害行為の工事着手時は、右図に示す”雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書”を提出する必要があります。

分類	対策施設	機能	イメージ
貯留施設	調整池	調整池とは、集中豪雨等の大雨が降った際、雨水を一時的に貯め、河川への雨水の流出を抑制する施設 調整池に貯められた雨水は、調整されながら河川に徐々に流れる為、河川へ流出する水量を調整できる仕組みです	
	透水性舗装	駐車場やアプローチにおいて、透水性アスファルト、透水性コンクリートや透水性ブロック等の空隙を有する材料で造られ、本体及び目地を通して雨水を地中に浸透させる施設	
浸透施設	浸透側溝	道路部や駐車場、建築外構において、特殊技法の配合による浸透性のコンクリートを用い集水した雨水を直接その側面及び底面から浸透させる施設	
	浸透トレンチ	側面に浸透孔を設けたもの又は有孔性の材料で造られた管で、その周囲を砕石等で覆い集水した雨水を地中に浸透させる施設	
	浸透ます	ますの底面及び側面を砕石で充填し、集水した雨水を地中に浸透させる施設	

工事着手時提出書類

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

山梨県特定都市河川浸水被害対策法施行細則第6条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）について、次のとおり着手しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日	年 月 日
対策工事の着手（予定）年月日	年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
工事施工者（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所 氏名 連絡場所（電話番号） 現場管理者の氏名

33

工事完了検査

○ 許可を受けた全ての雨水浸透阻害行為に関する工事について、当該工事を完了したときは、工事完了届を提出したうえで完了検査（または確認）を受ける必要があります。

工事着手後、完了までに必要に応じて提出する書類

様式番号	書類名	時期
第2号様式	雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書	変更時
様3号様式	雨水浸透阻害行為変更届出書	変更時
別記様式第四	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書	廃止時

工事完了時提出書類

別記様式第三（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年 月 日

届出者 住所
氏名

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 年 月 日

2 対策工事の完了年月日 年 月 日

3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称

受付番号	年 月 日 第 号
検査年月日	年 月 日
検査結果	合 否
検査済証番号	年 月 日 第 号

備考 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 捺印のある欄は記載しないこと。

34

雨水貯留浸透施設の標識設置

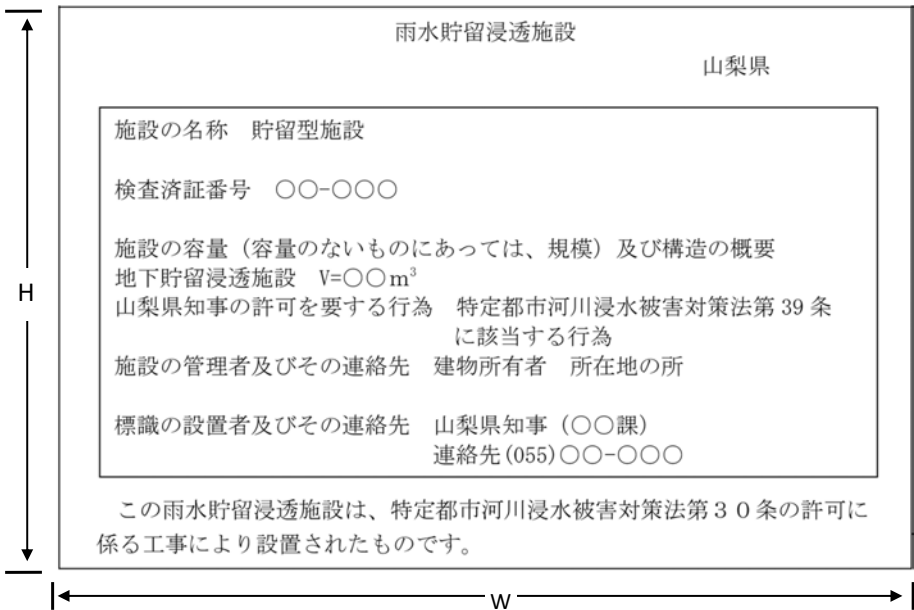
○ 雨水貯留浸透施設には法に基づき**標識を設置**する必要があります。

○ 標識は、技術的基準に適合する施設であり、特定都市河川流域内で浸水被害の防止に寄与していることを**流域内住民等に対して周知**するために設置します。

○ 標識を設置の際に完成した構造物等に影響を与える場合も想定されるため、標識の設置位置及び時期等については、相談させていただきます。

○ 設置された**標識を無断で撤去移設**する行為は、**禁止**されています。(罰則規定有)

標識及び大きさ等



標識サイズ H 500mm × W 700mm
H 150mm × W 300mm

雨水貯留浸透施設の維持管理

○ 完成後の**雨水貯留浸透施設の機能を確保**するため、**許可申請時に実施計画書を提出**し、**施設の維持管理**に努めて下さい。

浸透施設の維持管理

- 浸透施設では、目づまりによる浸透能力の低下を防止し、安定的に機能が発揮できるように努めて下さい。

貯留施設の維持管理

- 貯留施設は、維持管理を適正に行い、機能を長期にわたって発揮できるように努めて下さい。

安全対策

- 雨水貯留浸透施設は、生活空間と密着した位置に設置されるため、雨水貯留浸透施設の所有者または管理者が安全対策（事故防止）に配慮し、必要に応じ適切な設備を設ける必要があります。

雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書

特定都市河川浸水被害対策法第3条により特定都市河川流域の指定を受けた横川流域において、法第30条「雨水浸透阻害行為の許可」を受けるにあたり法第32条（許可の基準）に基づく対策工事として設置した雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮・維持させるため、下記に基づき管理を実施する。

記

第1条 この管理実施計画書の対象とする雨水貯留浸透施設の名称は、次のとおりとする。
名称 雨水浸透施設

第2条 この管理実施計画書の対象とする雨水貯留浸透施設は、次に所在するものとする。
所在地 山梨県〇〇市〇〇町101番地、102番地、103番地

第3条 この管理実施計画書を実施する責任者（実質管理者）は以下の者とする。
氏名 株式会社 〇〇 〇〇
連絡先（電話） 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

第4条 この管理実施計画書において雨水貯留浸透施設とは、雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために施行した雨水を一時的に貯留し、又は浸透させる施設をいい、具体的には、浸透ますをいう。

第5条 管理者は雨水貯留浸透施設に関し、その機能を維持する上で必要な範囲内において、別表に示す点検作業（定期点検、緊急点検、機能点検）を実施するとともに、点検作業が必要と認められた場合には清掃、修繕工事等を行うものとする。

第6条 雨水貯留浸透施設の管理者を変更する場合や管理者を複数に分割する場合は、新たな管理者が当該施設の維持管理を引き継ぐこととする。

第7条 雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある以下の行為を行う場合には法第39条に基づいてあらかじめ都道府県知事の許可を得るものとする。
・雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋め立て
・雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
・雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去
・その他雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為

第8条 宅地又は、建物の売買にあつては、宅地建物取引業法に基づく手続きの際に、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為（法第39条）を行う場合は設置者の承諾が必要であることを重要事項説明（宅地建物取引業法第35条）に明記するものとする。

第9条 対策工事を行い設置する雨水貯留浸透施設の存在と維持管理者を表示した標識の保全に努めるものとする。

別表	分	類	作	業	内	容	頻	度
点検作業	定期点検	緊急点検	・破損、陥没、変形、蓋のずれ等の状況確認 ・ゴミ、土砂、枯れ葉等の堆積状況確認 ・樹根の進入状況の確認	・点検の内容は定期点検と同様	・機能の評価（簡易浸透試験）	・清掃、樹根の除去 ・土砂搬出等の通常の清掃作業	・破損、陥没箇所及び劣化損耗箇所の補修・修繕・改良工事 ・透水シートの交換洗浄・砕石の人力による洗浄又は高圧洗浄	年1回以上
		機能点検						地震時
		緊急点検						定期点検の結果より必要に応じて代表施設で実施点検作業が必要と認められた場合に実施
清掃・修繕工事等	清掃・土砂搬出等	修繕・補修工事等						
		機能回復作業						

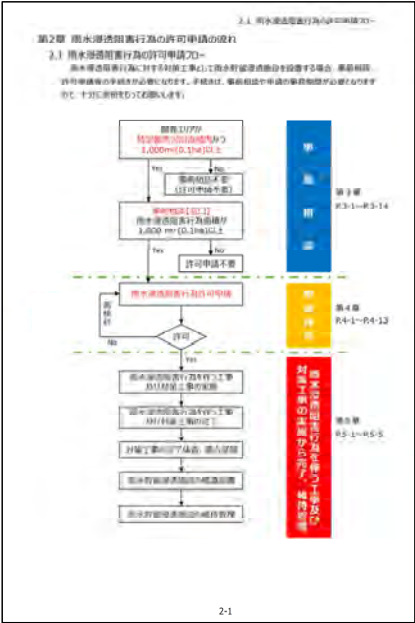
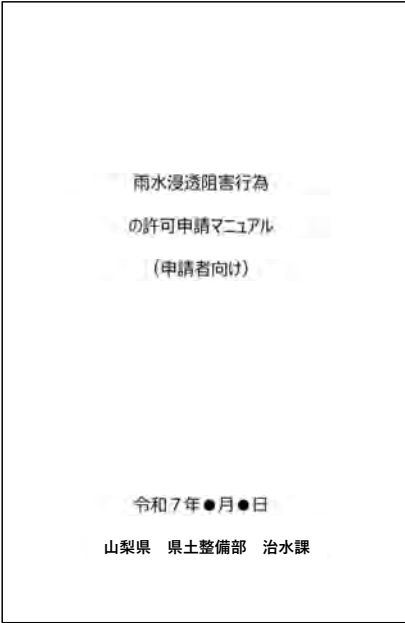
雨水浸透阻害行為の許可申請マニュアル

- 特定都市河川指定に伴い、**1,000m²以上の雨水浸透阻害行為は許可が必要**
- 許可申請や届出等の**各種手続きの概要や様式、チェックリスト**などをとりまとめた**雨水浸透阻害行為の許可申請マニュアル**を策定し、**HPに掲載する予定**

許可申請マニュアル | 目次 (案)

- はじめに
- 雨水浸透阻害行為の許可申請の流れ
- 事前相談
- 申請許可について
- 雨水浸透阻害行為を伴う工事及び対策工事の実施から完了、維持管理について届出が必要な工事
- チェックリスト
- 様式の記載例
- その他の様式
- 図面の作成例
- その他の手続き
- 改訂履歴

確認point!
6月頃、山梨県治水課及び両市HPに掲載予定



37

5 雨水浸透阻害行為の許可申請に関する窓口

南アルプス市・中央市の窓口

p.39

雨水浸透阻害行為を行う場所	相談・問合せ先
南アルプス市内	南アルプス市 建設部 道路整備課 TEL 055-282-6368 FAX 055-282-6319
中央市内	中央市 産業建設部 まちづくり推進課 TEL 055-274-8552 FAX 055-274-1130

確認point！
6月頃にマニュアルや様式類をHPに掲載した後、
「雨水浸透阻害行為」の事前相談等の対応については、両市が順次行う予定です。

6 罰則

- 特定都市河川浸水被害対策法における主な違反行為及び罰則規定

p.41

特定都市河川浸水被害対策法における主な違反行為及び罰則規定

違法行為	条項	対象	法定刑		法人重科
			懲役	罰金	罰金
無許可工事	法第85条第1項1号	許可を受けずに”雨水浸透阻害行為に関する工事”をした者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第88条)
無許可工事	法第85条第1項2号	許可を受けずに”雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為”に関する工事をした者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第88条)
立入検査拒否等	法第85条第1項3号	立入検査を拒み、妨げ、または忌避した者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第88条)
立入拒否等	法第85条第1項4号	土地の立入り又は一時使用を拒み、または妨げた者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第88条)
完了検査違反	法第86条第1項1号	完了検査を届出をせず、または虚偽の申請をした者	—	30万円以下	30万円以下 (法第88条)
無断撤去等の違反 (標識の移転等)	法第86条第1項2号	標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、または汚損し、若しくは損壊した者	—	30万円以下	30万円以下 (法第88条)
報告徴取拒否等	法第86条第1項3号	報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者	—	30万円以下	30万円以下 (法第88条)
命令違反 (監督処分)	法第84条第1項1号	上記に示すような、雨水浸透阻害行為の許可に関する違反行為又は不正行為を是正するために必要な処分（監督処分）を従わず、監督処分に違反した者	1年以下	50万円以下	50万円以下 (法第88条)

※ 改正刑法に基づき、2025年6月1日から、懲役と禁錮は「拘禁刑」に一本化されます。

7 特定都市河川指定前から着手している開発行為の取扱い

□ 特定都市河川指定前の許可の取扱い

p.43

特定都市河川指定前の許可の取扱い

法第 3 条の規定に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において、次のいずれかに該当する行為については、雨水浸透阻害行為の許可を要しません。

- ❑ 既に工事に着手している行為
- ❑ 都市計画法第 29 条に規定する開発行為※の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- ❑ 事業採択されている等、既に事業化されている行為
- ❑ 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

※都市計画法第 29 条に規定する開発行為には、南アルプス市の開発指導要綱に基づく開発行為も含まれます。

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドラインの改定 令和7年3月

上記で分類出来ない事案は、個別案件毎、ご相談いただくこととなります。

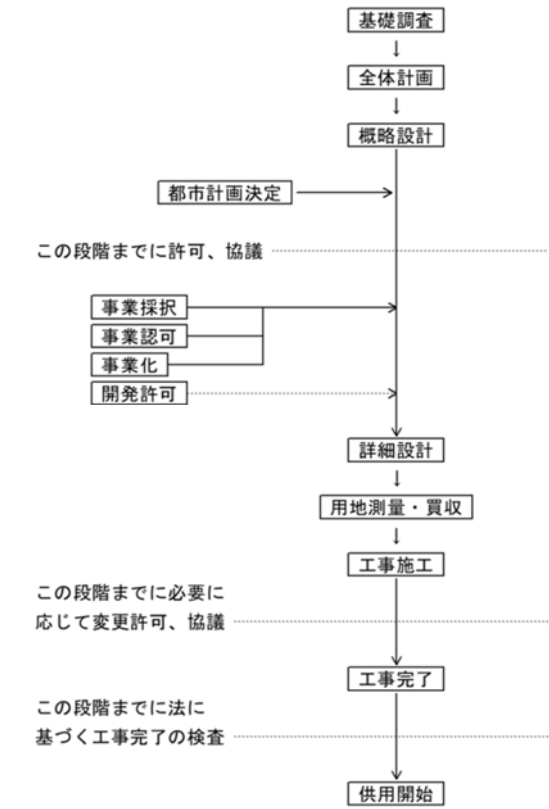


図 一般的な事業実施と許可、協議、検査の時期に関する標準フロー

8 用語の定義

❑ 用語の定義

用語の定義

用語	定義
特定都市河川	①都市部を流れる河川（河川法第3条第1項に規定する一級河川と二級河川をいう。以下同じ）であること ②その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあること ③河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難であること のいずれの要件にも該当する河川のうち、国土交通大臣又は都道府県知事が特定都市河川浸水被害対策法の規定により区間（河川法に規定する河川の区間とは必ずしも一致しない）を限って指定するものをいう。[法第2条第1項]
特定都市河川流域	特定都市河川の流域として国土交通大臣又は都道府県知事が法第3条の規定により指定するものをいい、特定都市河川の流域を超えて特定都市下水道の排水区域がある場合、当該排水区域も特定都市河川流域に含まれる。[法第2条第2項]
雨水浸透阻害行為	雨水が流出しにくい宅地等以外の土地において流出雨水量を増加させる以下の行為をさす。 ①宅地等にするために行う土地の形質の変更 [法第30条第1項第1号] ②土地の舗装（コンクリート等の不透水性の材料により土地を覆うこと） [法第30条第1項第2号] ③ゴルフ場、運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為。 [法第30条第1項第3号、令第8条] ④ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地において行われる行為を除く。） [法第30条第1項第3条、令第8条]
土地の形質の変更	土地の形質の変更とは、土地の形状と土地の性質の変更をいう。 土地の形状を変更する行為とは、造成工事等によって土地の立体的状態を変更する行為（切土、盛土または整地による土地の起伏の変更）などのこと。 土地の性質の変更とは、土地利用の用途の変更のことであり、「農地」から「宅地」などに用途を変更する行為のこと。

45

用語の定義

用語	定義
流出雨水量	地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいい、本法では合理式により算出するものとしている。
宅地等	「宅地等」とは、法第2条第9項に定める宅地、池沼、水路、ため池、道路の他、令第1条で定める鉄道線路、飛行場をいう。 [法第2条第9項]
宅地等以外の土地	「宅地等以外の土地」とは、舗装された土地（舗装された土地、舗装された法面）、その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地（ゴルフ場、運動場、ローラーで締め固められた土地）、前記以外の土地(山地、人工的に造設され植生に覆われた法面、林地、原野、耕地)をいう。[流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）より確認]
対策工事	法30条の雨水浸透阻害行為の許可に関して、雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために自ら行う工事をいい、雨水貯留浸透施設の設置工事とその他の雨水の流出抑制工事に区分される。 [法第31条第1項第3条]
貯留施設	貯留施設とは、浸水被害の防止を図るために雨水を一時的に貯留する施設であり、オフサイト貯留とオンサイト貯留に分類される。施設の構造としては、オープン型、地下調整池型、貯留管型がある。 オフサイト貯留：河川、下水道、水路等によって雨水を集水した後にこれを貯留し、流出を抑制するものをいう。遊水地や防災調整池等。 オンサイト貯留：雨が降った場所（現地）で貯留し、雨水の流出を抑制するもので現地貯留ともいう。公園、運動場、駐車場、集合住宅の棟間等の貯留施設、各戸貯留施設等。

46

用語の定義

用語	定義
雨水貯留浸透施設	雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするもの[法第2条第6項]をいい、防災調整池、保全調整池、管理協定調整池を含むものであり、国、地方公共団体、民間等の設置主体を問わない。具体的には調整池、貯留槽、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装、浸透池、浸透井が該当する。
防災調整池	雨水貯留浸透施設のうち、雨水を一時的に貯留する機能を有する施設であって、河川管理者、下水道管理者以外の者が設置するものをいう。（法第30条の許可を受けて行う法第31条第1項第3号に規定する対策工事により設置されるものを除く。）[法第2条第7項] なお、防災調整池は以下の全ての要件に該当しているものをいう。 ①宅地開発等指導要綱に基づくか、又は宅地開発等指導要綱に基づかなくとも地方公共団体の指導等により設置されたもの。 ②浸水被害の防止の目的をもって人工的に設置されたもの。 ③防災調整池の敷地の所有者及び管理者が、洪水調節等を目的として設置されていると認識し、管理しているもの。
保全調整池	防災調整池のうち、法第44条の規定により指定されるものをいい、100m3以上の防災調整池を都道府県知事等が指定することができる。[法第2条第8項] なお、保全調整池の規模要件は、当該防災調整池の形状寸法による貯留容量についてのみである（浸透量は要件に含まれない）